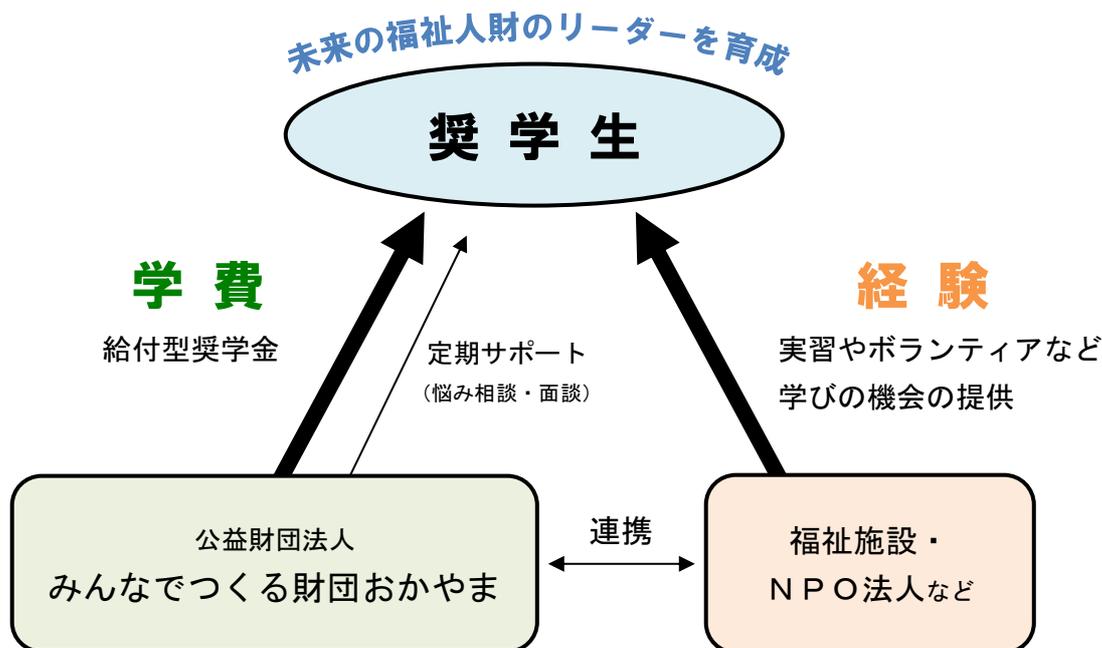


「福祉人財育成奨学金」助成 募集要綱平成 31 年度対象

福祉人財育成奨学金は、大学・専門学校等の福祉専門課程への進学希望者および在學生を対象に、学費・経験両面からサポートし、未来の福祉人財のリーダーを育成します。



【こんな人が対象です】

- ・岡山県内の大学・専門学校等の福祉専門課程に進学を希望している。
- ・岡山県内に在住している
- ・学費に不安を感じている※
- ・卒業後の進路は福祉分野を希望している
- ・学びを通じてリーダーシップをとれるスキルを身につけたい
- ・あなたのやる気を推薦してくれる人がいる

※世帯年収 590 万円以下をおおよその基準とする（参考：文科省高校就学支援金 1.5 倍加算支給対象世帯）

- ・新規入学者および「平成 30 年西日本豪雨」で被災した世帯の在學生である

【支援の内容】

1. 学費について

年額 120 万円を上限に、入学金・学費・生活費（上限月 5 万円）・活動費をサポートします。

2. 学びの機会の提供について

大学などで学ぶにあたり、モチベーションの維持向上のための相談や、興味のある福祉分野の NPO 法人や施設などの紹介・活動参加のサポートをおこないます。

【奨学生の採択数】

平成 31 年度は若干名とします。

【申請方法】

申請書と推薦書に必要な事項を記入の上、①親権者の課税証明書（市町村民税所得割額のわかる書類）②在 student で「平成 30 年西日本豪雨災害」被災世帯の方は罹災証明書の写しを同封し、平成 31 年 2 月 7 日（木）必着で下記宛に郵送でお送りください。

申請先

公益財団法人 みんなでつくる財団おかやま 福祉人財育成奨学金係
〒700-0026 岡山市北区奉還町 3 丁目 15-8 奉還町第一ビル第 11 号

お問合せ

TEL : 086-239-0329 FAX : 086-899-6329 E-mail : info@mintuku.jp

担当 : 石田（電話によるお問合せは月～金 9:30～17:30）

※通常時間内に事前に連絡し、予約いただければ、土日祝の対応も可能です。

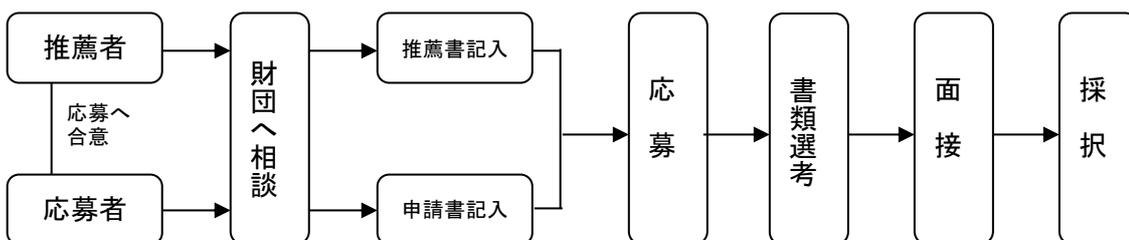
募集期間

平成 30 年 12 月 10 日（月）～平成 31 年 2 月 7 日（木）必着

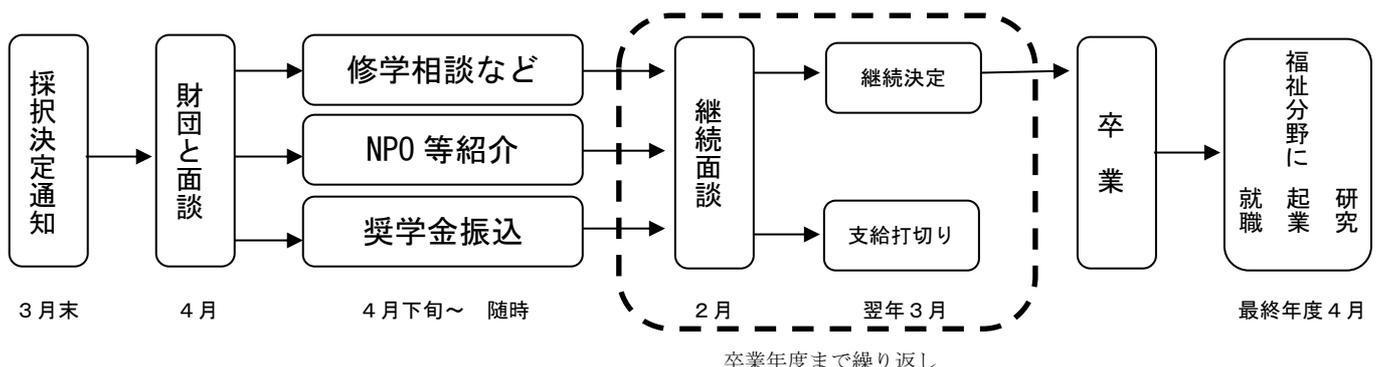
【選考方法】

- 1 次審査（書類）： 平成 31 年 2 月中旬
- 2 次審査（面接）： 平成 31 年 2 月下旬～

【応募から採択までの流れ】



【採択後のサポートイメージ】



福祉人財育成奨学金助成 Q & A

Q 1. どのような人が申請できるのですか？

A 1. 福祉分野に強い関心があり、現状に対する問題意識とそれを解決しようとする強いモチベーションを持っていて、かつ申請者の関係する学校や施設などの推薦が得られた人が申請できます。

本年度は「平成 30 年西日本豪雨災害」の被災世帯の在学学生も対象としています。

Q 2. 高校を卒業していても申請できますか？

A 2. 福祉系の大学に進学したいという意欲があれば、高校卒業者であっても申請できます。

Q 3. 推薦者とはどのような人ですか？

A 3. 申請者が関係する学校の先生や福祉施設等の職員で、申請者の意欲をしっかりとくみ取ることできる方に推薦者となっていただきます。

Q 4. 所得基準はどのように判断するのですか？

A 4. 親権者世帯の市町村民税所得割額を合算して判断します。基準は、市町村民税所得割額が 15 万 4500 円未満（年収 590 万円程度）以下とします。

Q 5. 親権者世帯の市町村民税所得割額はどのように証明するのですか？

A 5. 毎年 6 月に発行される市町村民税の税額決定通知書・納税通知書で確認できます。また、サラリーマンの方で勤務先以外からの収入がない方は、毎年 5～6 月に勤務先から配付される市町村民税の税額通知書で確認できます。上記通知書が用意できない方は、市町村の窓口で発行される課税証明書（市区町村により手数料が異なります）でも確認することができます。

Q 6. 奨学金の額はどのように決定しますか。

A 6. 奨学金の額は助成決定後、みんなで作る財団おかやま担当者との面談により決定します。

Q 7. 奨学金はどのような形で支給されますか？

A 7. 奨学金は助成決定後、みんなで作る財団おかやま担当者との面談により、大学を通じての支給、奨学金受給者指定口座への支給等、助成対象者の状況を考慮し決定させていただきます。

Q 8. 奨学金に税金はかかりますか？

A 8. 給付額が贈与税非課税限度額の年額 110 万円を超えた場合でも「法人からの贈与により取得した財産」であるので、贈与税は非課税となります。（相続税法第 21 条の 3 第 1 項第 1 号）

また奨学金に対しては所得税もかかりません。（所得税法第 9 条第 1 項第 14 号）

Q 9. 奨学金はいつまでもらえますか？

A 9. 原則卒業するまで給付されますが、1年毎に進路や将来の希望を確認して、継続して実施かどうかを判断します。

Q 10. 大学卒業後、福祉関係の仕事につかなければいけないのですか？

A 10. はい。「障がいがある人も安心して学び暮らせるように、学びの環境や理解を深めるため」の人財育成を目的としていますので、大学卒業後も引き続き福祉事業に従事することを条件としています。

Q 11. もし、福祉以外の道に進路変更になった場合、奨学金を返さなければいけませんか？

A 11. いいえ、一度受け取った奨学金を返還する義務はありません。ただし基金の安定維持のため、基金へ積極的な寄付をお願いしています。

Q 12. 奨学金受給者はどのようなサポートを受けられますか？

A 12. 奨学金受給者に対し、必要に応じてヒアリングを行い、福祉の学び・経験を深められるよう地域の団体や機会を提供し、学校生活・日常生活に不安のないようサポートします。